

# 新型コロナウイルス感染症対策事業者応援補助金

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けているものの、国の持続化給付金の対象とならない事業者の事業継続を支援するため、事業経費の一部に対して補助金を交付します。

対象	次の全てに該当する事業者 ①中小企業者など（農業、林業、漁業も対象になります） ②5月または6月の売り上げが前年同月比で20%以上50%未満減少している（白色申告、2019年開業の場合は、2019年の事業収入の月平均額を前年同月の売り上げとします） ③1月以降の売り上げで、前年同月比で50%以上減少している月がない（国の持続化給付金の対象要件を満たしていない） ※農業、林業、漁業を営む人には特例があります
補助対象 経費	令和元年度の事業経費
補助率	10/10
上限額	令和元年度事業経費の月平均額の2カ月分（上限20万円）
必要書類	①口座番号・名義が確認できる通帳のページ（通帳を開いた1・2ページ目）の写し ②【法人の場合】法人事業概況説明書の控え（2枚）、令和元年度分の損益計算書（1枚） 【青色申告の場合】確定申告書第一表の控え（1枚）、所得税青色申告決算書の控え（2枚） 【白色申告の場合】申告時の収支内訳書の控え（1枚） ③営業許可証の写し（営業許可が必要な事業を営んでいる場合）
申請期間	7月1日（水）～8月31日（月）

問い合わせ 商工業者：市商工観光課 ☎27-8421  
農林業者：市農林課 ☎27-8426  
漁業者：市水産課 ☎27-8427

## 家賃・借地料補助金（事業者向け）の対象要件を拡充しました

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営む事業者を対象とした家賃・借地料補助金の対象要件を拡充しました。

対象	次のいずれかに該当する事業者 ①令和2年4月から9月の間のいずれか1カ月の売り上げが、前年同月と比べ、50%以上減少している ②令和2年2月から9月の間のいずれかの連続する3カ月の売り上げの合計が、前年同期と比べて30%以上減少している【拡充要件】
補助対象 経費	令和2年4月1日～9月30日の間に支払った、連続する3カ月以内の家賃・借地料
補助率	1/2
上限額	事業所ごとに10万円／月、連続する3カ月分まで
申請期限	10月30日（金）

※詳しくは、市のホームページをご覧になるか、お問い合わせください

問い合わせ 市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421



# 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報

新型コロナウイルス感染症対策本部（市健康推進課） ☎22-0179



## 市民の皆さんへ

6月23日現在、当市においては、まだ一人の感染者も確認されておりません。  
これは、市民の皆さん一人一人が、不要不急の外出を自粛するなど、感染予防に努めた成果であり、改めて深く感謝を申し上げます。

6月11日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新しい生活様式を取り入れた「段階的緩和の目安」を定めました。（4～5ページに掲載）

その主な内容は、6月19日から7月9日までは、県をまたぐ移動が進む期間として、県外への移動が活発になりますが、「新しい生活様式」の定着と、県外への移動は慎重に判断していただくことをお願いしております。

また、7月10日から7月31日までは、県をまたぐ移動がさらに進む期間となり、8月1日からは「新しい日常」へと向かうこととなります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでには、まだまだ時間を要すると思われます。  
市は、警戒態勢を継続し、気を緩めることなく感染予防対策に努めてまいりますので、市民の皆さんも、「新しい生活様式」に基づいた行動を実践し、社会経済活動との両立を目指していただくようお願いいたします。

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 釜石市長 野田武則

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったイベントをお知らせします

6月23日現在

時 期	イベント名・問い合わせ先
7月	日向ダム湖畔の集い2020 沿岸広域振興局土木部 ☎27-5572（内線269）、市建設課 ☎27-8430
8月	第4回釜石オープンウォータースイミング2020根浜 釜石オープンウォータースイミング実行委員会（市スポーツ推進課） ☎27-5712
	第32回釜石よいさ 釜石よいさ実行委員会 ☎ kamaishi.yoisa.jimukyoku@gmail.com
	釜石納涼花火2020 市商工観光課 ☎27-8421
	令和2年度全国高等学校総合体育大会ボクシング競技大会 釜石市実行委員会事務局（市スポーツ推進課） ☎27-5712
9月	戦没者追悼式 市地域福祉課 ☎22-0177 ※式典は中止としますが、8月9日（日）午前11時2分のサイレンの前に、市長の追悼メッセージを防災無線で放送します
	第26回釜石はまゆりトライアスロン国際大会 釜石はまゆりトライアスロン国際大会実行委員会（市スポーツ推進課） ☎27-5712
	敬老会 市高齢介護福祉課 ☎22-0178
10月	第11回かまいし仙人峠マラソン大会 かまいし仙人峠マラソン大会実行委員会事務局（釜石市体育協会） ☎23-1061
12月	第43回「かまいしの第九」演奏会 「かまいし第九」実行委員会 川向さん ☎090-6780-0434

# 新しい生活様式の普及と 市公共施設利用などの段階的緩和の目安

5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、市は「新しい生活様式」の定着を前提とし、6月1日から7月31日を移行期間とし、外出の自粛や施設の使用制限の要請などを緩和しつつ、段階的に社会活動のレベルを引き上げることとしています。  
市民の皆さんも、次の目安に配慮した対応をお願いします。

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
		6月1日～6月18日 新しい生活様式の普及・啓発	6月19日～7月9日 新しい生活様式の定着推進	7月10日～7月31日 新しい生活様式の定着強化	8月1日～ 新しい生活様式を取り入れた日常へ
移動など	・北海道、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県への不要不急の往来は慎重に ・この地域からの帰省者などは、不要不急の外出を控える	・県をまたぐ移動に制限なし ただし、県外への移動は慎重に		・県をまたぐ移動に制限なし ただし、県外への移動は慎重に	・新しい生活様式を取り入れた社会経済活動を目指す
公共施設の利用	文化施設：市民ホール、図書館など 体育施設：市民体育館など 集会施設：公民館、集会所など (県内、県外利用者問わず利用可能) 感染が見られる地域からの利用者には自粛要請	文化施設、体育施設、集会施設 感染予防対策を徹底し、施設利用を継続 ※感染が見られる地域からの利用者は、状況に応じ慎重に判断する	文化施設、体育施設、集会施設 感染予防対策を徹底し、施設利用を継続 ※感染が見られる地域からの利用者は、状況に応じ慎重に判断する	文化施設、体育施設、集会施設 感染予防対策を徹底し、施設利用を継続 ※感染が見られる地域からの利用者についての制限なし	
	*「公共施設を利用する際の感染予防対策」の徹底		*「公共施設を利用する際の感染予防対策」の徹底		
イベントなどの参加人数	屋内 収容率50%以内かつ参集者の上限は、100人まで  屋外 十分な間隔(できれば2m)を確保し、参集者の上限は、200人まで	屋内 収容率50%以内かつ参集者の上限は、200人まで  屋外 十分な間隔(できれば2m)を確保し、参集者の上限は、500人まで	屋内・屋外ともに 収容率50%以内かつ参集者の上限は、1,000人まで	屋内・屋外ともに 収容率50%以内かつ参集者の上限は、5,000人まで	

- 「新しい生活様式」
- ①人との距離を2m空ける(最低でも1m)
  - ②外出や会話をする時はマスク着用
  - ③こまめな手洗い
  - ④3密(密閉・密集・密接)を避ける
  - ⑤毎朝の体温測定・健康チェック
  - ⑥買物は1人や2人で短時間に
  - ⑦公共交通機関では会話は慎む
  - ⑧料理は大皿を避けて個別に

できるところから取り組みましょう！ 一人一人の取り組みが大きな一歩に！

問い合わせ 市健康推進課 ☎22-0179

- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
- ①暑さを避けましょう  
エアコン・換気・服装の工夫
  - ②適宜マスクをはずしましょう  
屋外で人との十分な距離をとった上、適宜マスクを外して休憩をとりましょう
  - ③こまめに水分補給しましょう
  - ④日頃から健康管理をしましょう  
体温測定、健康チェック

- \*「公共施設を利用する際の感染予防対策」
- ・利用者名簿による利用者管理・利用前の検温
  - ・手指消毒、手洗い
  - ・マスク着用
  - ・3密(密閉・密集・密接)回避
  - ・高頻度接触部位(ドアノブ、電気のスイッチなど)の消毒

## 傷病手当金を支給します

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者である被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染し仕事を休んだために給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します。詳細はお問い合わせください。

### 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。

問い合わせ

国民健康保険に加入している人…………市市民課 国保年金係  
後期高齢者医療制度に加入している人…市市民課 医療給付係

☎27-8450

## 特別定額給付金の申請をお忘れなく

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた家計への支援を行うため、全ての市民を対象に特別定額給付金（10万円）が給付されます。市は16,242世帯のうち15,729世帯（6月26日現在）への給付を終えています。

特別定額給付金の申請期限は、8月1日（当日消印有効）です。給付を希望する人は忘れず手続きをお願いします。

### 給付の対象者

基準日の令和2年4月27日に釜石市住民基本台帳に記載されている人  
※4月27日までに生まれた人は、出生届の提出が4月28日以降でも対象となります

※4月27日以降に亡くなった人は給付の対象です

※4月26日以前に亡くなった人は対象外です

### 申請する人

世帯主

**申請方法** 5月上旬に申請書類を世帯主宛てに郵送しました

#### ①郵便での申請

申請書に、世帯主の氏名、現住所、生年月日、振込先の口座番号を記入し、本人確認書類、振り込み先が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）の写しを添えて、同封の返信用封筒で市地域福祉課に郵送してください

#### ②オンライン申請方式

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、電子申請が可能です。

問い合わせ 市地域福祉課（市保健福祉センター2階）☎22-0177

申請書類はオレンジ色の封筒が目印です



市ホームページ

## 一時資金の緊急貸付をします

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金が足りない場合、一時的な緊急貸付を行います。詳細はお問い合わせください。

### 貸付の内容

○緊急小口資金 20万円以内

○総合支援資金 最大月20万円（複数世帯の場合）  
の貸付を3ヶ月以内

※利用は無利子で保証人も不要です

※1年以内の据置期間を設定できます

※新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付は、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合、償還を免除することができます

申し込み・問い合わせ 釜石市社会福祉協議会（市保健福祉センター8階）☎24-2511

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人向け

## 各種保険税(料)の減免・傷病手当金支給のお知らせ

### 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などが、次の基準に該当する場合、申請により国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免します。

#### 【減免対象となる人】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人  
→ **保険税(料)の全額を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の（ア）～（ウ）の全てに該当する人 → **保険税(料)の一部を減免**

世帯の主たる  
生計維持者に  
ついて

- (ア) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (イ) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険料は除く）
- (ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

#### 【減免対象となる保険税(料)】

令和元年度分および令和2年度分の保険税(料)であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

#### ②の減免額の算定

次の表で算出した対象保険税(料)額に、世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた額

**対象保険税(料)額 = A × B / C**

- |   |  |
|---|--|
| A | 国民健康保険税の場合：世帯の被保険者全員について算定した保険税額<br>介護保険料の場合：第1号被保険者について算定した保険料額<br>後期高齢者医療保険料の場合：被保険者個人について算定した保険料額 |
| B | 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額  |
| C | 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合：世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額<br>介護保険料の場合：世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額        |

#### 【申請方法・期間】

各保険税(料)担当課窓口に備え付けの減免申請書を提出してください

申請期間 7月1日(水)～令和3年3月31日(水)

8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

#### 【必要な物】

- |         |   |
|---------|---|
| ①②共通    | 印鑑、身分証明書  |
| ①に該当する人 | 診断書   |
| ②に該当する人 | 世帯の主たる生計維持者の昨年および今年の月別の収入が分かる書類<br>(事業帳簿、給与明細の写しなど) |
- ※申請月の前月までは実収入金額、申請月から12月までは収入見込み額となります

詳細は、お問い合わせください

問い合わせ

国民健康保険税について

市税務課 市民税係

☎27-8481

介護保険料について

市高齢介護福祉課 高齢介護係（市保健福祉センター2階）

☎22-0178

後期高齢者医療保険料について

市市民課 医療給付係

☎27-8450